

籠原地区青少年健全育成会会則

- (目的) 第1条 この会は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、籠原地区民の総意を集結し、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とする。
- (名称) 第2条 この会は、籠原地区青少年健全育成会と称する。
- (事務所) 第3条 この会の事務所を籠原公民館に置く。
第4条 この会は、第1条の目的達成のため、次の事業を行う。
(1) 青少年問題についての啓発事業
(2) 家庭の健全化を図るための事業
(3) 社会環境の浄化を図るための事業
(4) その他目的達成のため必要なる事業
- (構成) 第5条 この会は、籠原地区民及び青少年育成に関する諸機関、諸団体の団体及び学識経験者をもって構成する。
- (会議) 第6条 会議は、理事会(全体会議)及び常任理事会とする。
2 理事会及び常任理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (理事会) 第7条 理事会は全役員をもって構成し、年1回以上開催し、次の事項を決定する。
(1) 事業計画及び予算
(2) 事業報告及び決算
(3) 役員の変更
(4) 会則の改廃
(5) その他必要と認めた事項
- (常任理事) 第8条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び事務局をもって構成し会の企画立案の作成にあたり、会務の執行に当たる。事業実施のための実行委員会を設けることができる。
- (議決) 第9条 この会の会議の議決は、出席者の過半数を以て議決する。
- (役員) 第10条 この会に、次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 若干名
(3) 常任理事 若干名
(4) 理事 若干名
(5) 事務局員 若干名
(6) 会計監査 2名
- (役員の職務) 第11条 この会の役員は次の職務を行う。
(1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時及び会議当日欠席した場合は、予め定めた順序に依りその職務を代行する。
(3) 常任理事及び理事は、第7条及び第8条に定めるところにより、その職務を行う。
(4) 事務局は、会計及び書記業務を分担する。
(5) 書記は、この会務執行の補佐を担当する。
(6) 会計は、この会の会計業務を担当する。
(7) 会計監査は、会計の適否を監査する。
- (役員の選出) 第12条 この会の役員の選出は次のとおりとする。
(1) 会長、副会長は理事の互選とする。
(2) 理事は第5条の定めるところにより各種機関、団体の代表及び会長の委嘱する学識経験者とする。
(3) 常任理事は理事の互選による。
(4) 事務局員及び会計監査は理事会で選出する。
- (役員の任期) 第13条 この会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 役員欠員により補充された役員は前任者の残任期間とする。
- (会計監査) 第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までとする。
- (経費) 第15条 この会の経費は次のものをもって之に当てる。
(1) 補助金
(2) 交付金
(3) 寄付金
(4) その他の収入
- (顧問委嘱) 第16条 この会に顧問を置くことが出来る。顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 附 則 (施行期間) 1 この会則は昭和56年10月1日より施行する。
(改正) 2 平成15年6月 1日 一部改正
3 平成18年5月27日 一部改正